

(コーディネーター)

それでは、事業番号 26 番、福祉タクシー基本料金助成事業について、論議に入りたいと思います。では、事業シートに基づきまして、概要を簡単に 5 分程度でご説明をお願いいたします。

(説明者)

ご説明いたします。障害者の福祉タクシー基本料金助成事業につきまして、36 ページの事業概要説明シートをごらんください。この事業につきましては枚方市福祉タクシー基本料金助成事業実施要綱に基づきまして、民間タクシー会社等に事業委託する形で実施しております。在宅の障害者で身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A 判定を所持する方のうち、生計中心者の市民税所得割額が 12 万円以下の世帯に属する方を対象とし、その利用に係るタクシー料金の一部を助成することによりまして、外出等に関わる経済的負担軽減、日常生活の利便等を図り、それらの方の福祉の向上に資することを事業の目的としております。

事業内容といたしましては、初乗り料金として利用できるタクシー券、1 月当たり 2 枚年間上限 24 枚を利用者に交付するもので、タクシー業者は当該利用券を添えて市にその利用料金を請求する仕組みとなっております。

事業の必要性としましては、助成の対象となる方は、その障害の程度や状況から判断いたしまして、移動が困難な方であるとの認識のもと、これらの方の外出や社会参加を支援するために必要な事業であると考えております。

事業のコストといたしましては、平成 21 年度決算におきまして、人件費は正職員 0.4 人分、330 万 3,000 円、直接経費は 1,264 万 4,000 円の合計 1,594 万 7,000 円となっております。直接経費の内訳といたしましては、運営委託料として 1,239 万 9,000 円、タクシー料金法外援護費 1 万 1,000 円、チケット印刷製本費 23 万 4,000 円でございます。運営委託料とは、本市とタクシー事業者との間で出来高払いによる委託契約を締結しておりますので、これに基づく初乗り料金の支払総額を表示しております。タクシー料金法外援護費とは、リフト付きタクシーと事業実施要綱の規定外であるストレッチャータイプとの料金差額について支出しております。

次のページに参りまして、活動実績でございますが、利用者数が平成 21 年度 1,693 人、単位当たりコストとしまして、利用者 1 人当たりの年間コストは 9,419 円となっております。

成果目標は、必要とする障害者にタクシーの基本料金を助成するというところで、事業の自己評価といたしましては、利用実人数、金額とも年々増加傾向にございますことから、障害者の外出と社会参加の機会創出が進んでおるものと考えております。

近隣他市でも同様の助成事業が実施されておりますほか、本市の高齢社会室では、高齢者を対象として同事業を実施しております。

続きまして、38 ページの補助資料をごらんください。この事業のこれまでの経緯でございますが、平成 3 年 11 月に 6 か月以上寝たきりの高齢者と身障手帳 1 級・2 級の身体障害者を対象に、リフト付きタクシーのみの制度でスタートしております。平成 4 年と 5 年の制度改正では、3 か月以上の寝たきりの高齢者と、療育手帳 A の知的障害者を対象者に追加いたしますとともに、身体障害者の部位限定を解除いたしましたほか、一般タクシーも利用できるように拡大しております。平成 12 年には介護保険法の施行に伴いまして、対象者を同法の基準に合わせる改正を行い、平成 20 年には、利用者の利便性を考慮いたしまして、所得税額の確認書類の添付を不要とするなどの改正をしております。

助成する基本額は、1 回の利用につきリフト付きタクシーや大型タクシー基本料金相当額を、一般タクシーや中型タクシーの基本料金相当額としております。

次のページに参りまして、平成 22 年 4 月現在で契約してるタクシー事業者数は、民間タクシー会社が 7 社、介護タクシー会社が 29 社となっております。

4 番の利用実績の推移の表でございますが、リフト付き、ストレッチャー、一般の車種別の件数と金額の推移を表示しておりまして、年々増加傾向にございます。

5 番の表は、近隣で本市と同様の特例市、中核市等の実施状況を一覧表示しております。

最後に、6 番の表でございますが、本市の高齢者の福祉タクシーの利用状況を表示したものでございます。以上、簡単ではございますが事業の説明を終わります。

(コーディネーター)

ありがとうございます。まずは、私の方から確認させていただきますが、この福祉タクシー基本料金助成事業は、対象者となられる方、身障者 1・2 級と療育手帳 A 判定で、市民税が 12 万円以下ですね。

(説明者)

はい。そうでございます。

(コーディネーター)

何人ぐらいいらっしゃるんですかね。

(説明者)

交付要件に該当する対象者数でございますが、平成 21 年度末現在で身体障害者 1 級が 4,195 人、2 級が 2,311 人、療育手帳 A が 1,218 人で、合計 7,724 人となっております。

(コーディネーター)

対象者は7,800人ぐらいいて、そのうちの利用された方が1,693人と。そう考えたらよろしいですか。

(説明者)

あと所得制限がかかりますので。

(コーディネーター)

所得制限は、市民税の所得割が12万円以下の世帯。

(説明者)

今、申しあげましたのは、あくまでも手帳を所持されている人数を申しあげました。

(コーディネーター)

これは手帳を所持してる方全員ということですか。そのうちの、例えばこの交付に該当する方ってのは何人いるのかわからないんですか。

(説明者)

そこまでの数字は持ち合わせていません。

(コーディネーター)

そうですか、わかりました。そしたら、もう一つお伺いしたいんですが、この利用者数というのは、この券をいただいた方という意味ですか、それとも、乗った回数を示してるんですか。

(説明者)

この人数は、タクシーチケットを交付させていただいた方でございます、件数は、実際に使われた枚数でございます。

(コーディネーター)

その枚数というのは、どこかに出ていたんですけど。

(説明者)

別紙資料でございます、利用実績の推移の表でございます。

(コーディネーター)

そうすると、これも、21年1万9,000枚近くが使われたということによろしいですね。

(説明者)

そうでございます。

(コーディネーター)

そうすると、1人当たり10回以内の利用をしたという感じですか。

(説明者)

はい。それぐらいになると思います。

(コーディネーター)

そのような内容の事業だそうです。では、何かご質問のある方。

(仕分け人)

実際に乗るときは運転手さんにチケットを渡して、料金差額を現金で払ってるわけですね。

(説明者)

そうでございます。

(仕分け人)

これは、何かチケットに名前でも書いてあるんですか。

(説明者)

名前を書いていただいております。利用者氏名を書いていただくスタイルになっております。

(仕分け人)

運転手さんの方が利用者氏名と障害の手帳を照合すると。いうことで、金券として換金できないようになってると。そういう理解でよろしいですか。

(説明者)

そうです。手帳をご確認いただいて、他人の方が使用されないよう確認していただくということです。

(コーディネーター)

他にいかがでしょうか。ご質問等はないでしょうか。

(仕分け人)

2、3 お聞きしたいと思いますが。この事業内容の中で、事業者と委託契約してると
思いますが、これ、利用者に対しての補助事業じゃないんですか。

(説明者)

この事業の目的は、いわゆる利用者の方の初乗り運賃を回数的にはわずかかもしれま
せんが補助すると、そういうことで、一定外出に係る経済的な負担を軽減させていただ
くということを目的としております。

(仕分け人)

そうでしたら、現在の一般のタクシーの基本料金いくらですか。

(説明者)

タクシー会社によって若干幅はございますが、一般的には小型が 640 円、中型が 660
円、大型が 680 円。この数字が一般的でございます。

(仕分け人)

それに対して、福祉の車両の基本料金は。

(説明者)

福祉タクシーでございますか。

(仕分け人)

福祉タクシー。

(説明者)

おおむね一緒でございます。

(仕分け人)

大体同じぐらい。そうですか。もう一点、この事業の必要性の中で、社会参加の具体
的なニーズをちょっと教えていただきたい。

(説明者)

このタクシーチケットの使用用途につきましては、特に制限をかけておりませんので、実際にどのようにお使いになっているのかということまでは細かく把握できておりませんが、おそらく通院でありますとか、そういうことにお使いになっているケースが多いのではないかと考えております。

(仕分け人)

ここに上がってきた利用者数 1,556 人って、いわゆる申請された方が利用されたということだと思うんですけど、申請されないという方もおられるわけですか。

(説明者)

はい。申請主義でしておりますので、交付要件を満たす方でも申請をされておられない方はもちろんおられます。

(仕分け人)

それは、どのくらいおられるんですか。

(説明者)

そうですね。先ほどもちょっとご説明させていただきましたけど、手帳の所持要件としましては、7,000 人以上の方がおられます。その中で、市民税所得割額が 12 万円という所得要件がかかりますけれども、それを勘案しましても、まあおそらく 7,000 人近い方が対象になると。ただ、実際に申請していただいている人数が先ほどの数でございますので、ちょっと実際にこの制度を利用されてる方の割合は低いかなと思われま。

(仕分け人)

7,000 人分の 1,500 人くらいが利用されているということですか。

(説明者)

そうですね。私どもの推計では、そうなります。

(仕分け人)

これについての PR とかはされていますか。

(説明者)

はい。周知の方法でございますけども、例年枚方の広報紙に、3 月にこの制度の申請手続につきまして、毎年載せております。それと、手帳を所持されますというか、手帳

を交付する際に、いわゆる手帳を持っておられることで色々な説明をさせていただきますけれども、割引サービスがありますとか、受けられるサービスがございますので、記載した福祉の手引きという冊子を作っております。それを漏れなくお渡ししておるわけですが、その中にもこの制度については掲載をしております、周知には努めております。

(仕分け人)

それと、他の市を見ていると、いわゆる部位指定と書いてあるのがございますけど、例えば、内部機能障害者の場合については、例えば1級だけとか、そういうようなことは、以前は部位指定とかそういうのがあったかと。

(説明者)

そうでございますね。他市でもそうなんですけど、いわゆる身体的な下肢障害とか体幹機能障害とか、そういう、歩行が困難であるとか、そういう状況に限っておるケースもございますが、本市につきましてはその制限を取りまして、内部障害でございまして、1級、2級の方であれば対象としているということです。

(仕分け人)

すると、この12万円の根拠というか、何かそれはありますか。

(説明者)

はい。もともと市民税額ではなく、所得税額の方で決めてたんですけど、当時は。そのときの基準といたしまして、障害者自立支援法に基づきます障害福祉サービスの、いわゆる利用者の自己負担額を定める基準といたしまして、いわゆる従前、所得税による階層区分というものが設けられておりました。すみません、自立支援法以前の措置の時代ですね。15年までの、いわゆる措置でのサービスをしているときの利用者の自己負担を定める基準といたしまして、所得税による階層区分というのが設けられておりました。

そのときの基準で、所得税額が14万円以下のレベルの方が、いわゆる低所得者層ということの位置付けでございました。このレベルに合わせて、今の市民税に置き換えたときの基準が12万円ということで、いわゆる所得税から市民税額に所得の要件は見直しておりますけれども、いわゆる所得レベル的には変更しておりません。

(仕分け人)

市民税所得割12万円ということは、いわゆる課税所得にすると、たぶん200万円くらいあるんだろうなと思うんですが。

(説明者)

そうですね。

(仕分け人)

それに対して、寝屋川市さんは所得税額 7 万円。これ、課税所得でいうと 200 万円よりは多分下がってるはずなんですけども、百何万円くらいにたぶんなると思うんですね。

(説明者)

そうですね、所得税で 7 万円、市民税所得割 12 万円というのが大体所得レベルでいうと同レベルでないかと。

すみません、ちょっと間違いがあったので、説明させていただきます。

平成 20 年度に見直しをしておりますけども、そのときに国の財源と市の財源の見直しがありまして、そのときに所得税の軽減、当時の所得税 14 万円が 7 万円程度に下がってると、その分市町村の方が 12 万円程度に上がってきているということです、現在の水準に置き換えると所得税 7 万円と市民税 12 万円がほぼ同じ所得水準ということになります。

(仕分け人)

税源移譲の関係で、税額が、市民税が増えて所得税が減ったと。

(説明者)

そのとおりです。

(仕分け人)

最後に、非常に抽象的な質問なんですけど、事業の自己評価というところで、月タクシー券 2 枚ですから、おそらく往復 1 回使えば終わるということになると思うんですけども、そこで自己評価としまして、障害者の外出、社会参加の機会創出は着実に進んでいるというふうに評価されてるから、どうなんだろうと。私は、月に 1 回出ていくということに対して着実に進んでるかどうかの判断はわかりかねますけど、それで市の方としては着実に進んでると評価されてるということですから、そういうふうに考えられてるのかと。全体的に今回最後のまとめで言えばいいのかもしれないんですけど、非常に社会的弱者に対する仕分け課題が多いですが、たまたま今、説明されてるのが福祉部の方ということですので、枚方市としてはどういう取り組みで福祉を考えられてるのか、全体的なところも知りたいなということなんですけど、今、質問は、機会創出が着実に進んでいるという根拠を教えてくださいたいんです。

(説明者)

確かにおっしゃるとおり、交付させていただいている枚数も、初乗り基本料金も月当たり2枚ということで、非常に少ない枚数でございます。そういうことで、着実に進んでいると言えるのかということでございますが、この制度の利用者の実績が年々増えていっておるといふことをとらえまして、ちょっとこのような形での表現になっておりますが、ちょっと言いすぎの面もあるかもしれません。

(説明者)

福祉のサービスを利用されてる方もいらっしゃれば、そういった利用に至っていらっしゃらない方もおられます。こういったサービスを利用に至っておられない方をどうして掘り起こしていくのかということも課題になっておりまして。まあ、こういった新たな利用者層、そういった方々のご利用につながっているというところで着実に進んでいると考えています。

(仕分け人)

この議論の土俵を確認したいんですが、38ページの福祉タクシー基本料金助成事業、現在までの経緯というのを拝見すると、高齢者に対して書いてあるんですね。他方で、36ページの事業シートには障害者だけが書いてある。どちらの議論をするべきか。私ども、議論すべきはこの高齢者、障害者両方合わせたものなのか、それとも、障害者に限った話にしようということなのか、これは事業選定をした枚方市さんとしてどういうことか、ちょっと教えていただけますか。

(コーディネーター)

単純に言えば、ここに載ってる事業費というのは、障害者の福祉タクシーの部分だけです。

(説明者)

そうです。

(コーディネーター)

そういうことなら、障害者の福祉タクシーの話だけです。

(仕分け人)

この39ページで事業実績金額が出てくるわけですが、上段の4.がたぶん障害者で、6.が高齢者なんですが、それはどの数字がこの35ページの数字に当てはまるのか、よくわからないですし、足したようにも見えるんですよ。だからこの、どこまで議論すれ

ばいいのか、高齢者のところで、例えば医療介護 1 から 5 に該当し、かつ認定調査による日常生活自立度が B 又は C というのが、この障害者要件の 1 級、2 級、療育手帳 A 判定と比較したときにどうなのかというところを指摘していいものかどうかっていうのがよくわからなかったの、まず前提で聞いてるんですが。

(説明者)

今回につきましては、この事業につきましては障害福祉室と高齢社会室両方で行っておりますが、資料として上げさせていただいておりますのは、この障害福祉室が所管しております部分を主に上げさせていただいております。

(仕分け人)

じゃあ高齢者の部分は参考として出ていると。そこはここの議論の対象外という形でですね。

(説明者)

そのようにご理解いただいて構いません。

(仕分け人)

現在までの経緯の中で、平成 5 年の制度改正、ここで療育手帳 A に該当する知的障害者を追加したのは、私は真っ当な改正だと思うんですけど、この部位の限定を解除された理由は何ですか

(説明者)

ちょっと、おそろくなんですけど、障害種別で知的の方にも拡大していることと合わせて、身体障害につきましても部位で限定すべきではないと、そういうことでご質問にもありましたけど、内部障害をお持ちの方でも対象になるようにということでの対象者の拡大であると考えております。

(仕分け人)

その辺がよくわかりませんが、私の身内に障害手帳の 1 級と 4 級持ったのがおるんですけど、4 級の方は杖がないと歩けないんです。でも 1 級は、ペースメーカーなんで、元気に自転車乗って走り回ってます。実態に即したっていうふうな、4 級である人にタクシー券があったら喜びますよね。でも、その 1 級の今ペースメーカー入れてるおじは、タクシー券要らんとすると思います。たぶん申請しない。それで部位限定を排除されたという意味がどこなのかなとお聞きしたんですけど。

まあ、私の分からない部分があると思うので、それはそれで結構です。

(仕分け人)

あの、この比較参考のところ、河北6市の事業内容をちょっと教えていただけますか。

(説明者)

昨年12月で、この事業に係る都市の実施状況を調べておるわけですけど、おっしゃっているのは対象者ですか。

(仕分け人)

事業の内容。

(説明者)

事業の内容。

交野市につきましては、身体障害者の方1級、2級を対象にしております、チケットの方でも同様に月2枚。四條畷市さんにつきましては、身体障害者の方で、かつ車イス常用者、チケットにつきましては月2枚。ほぼ同様でございます。大東市さんにつきましては対象者を身体・知的・精神にまで広げておられます。チケットの枚数につきましては月2枚です。寝屋川市さんにつきましても、対象者を精神障害者まで広げております。月当たり2枚でございます。

(コーディネーター)

では、大体議論も尽くしたと思いますので、結論の方、評価シートの方に記入をお願いします。

車を運転できる方も、これ、申請すればもらえるってことですね。手帳を所持してて、この件に該当すれば。

(説明者)

そうでございます。

(コーディネーター)

この事業については助成事業ですので、特に難しいことはないと思いますのでこのまま処置していくことにします。では、この事業について、1番不要(0人)、2番 民間(0人)、2番 国・府・広域(0人)、3番枚方市・要改善(4人)、4番枚方市・現行通(2人)。それでは、班の結論といたしましては、枚方市・要改善ということになります。

それでは、ご意見いただきたいと思います。じゃあ山内さん。要改善についてご意見を。

(仕分け人)

基本的には必要な事業だと思っておりますが、要改善と言ったのは先ほど加藤さんの話があったように、必要な時に必要なサービスを提供できるような体制にしてほしいという願いを込めて要改善とさせていただきました。

(コーディネーター)

ありがとうございました。では現行通の意見。

(仕分け人)

私は、現行通りということで、これからの社会情勢とか利用者のニーズを踏まえて、その都度見直ししながら実行していただきたいなというふうに思います。で、何であればその都度見直しをして、実行していただきたいと思います。

(コーディネーター)

ひとつ時間もありますので、高橋さん、先ほど伺いたかった内容があると思うので、そこちょっと。

(仕分け人)

もう一度申し上げますと、非常に仕分けの対象が福祉に偏っているような感じがするんですが、市の方々にお聞きしたいのは、枚方市としてどのような体制で今後、福祉社会というか、市民が安心できるような福祉の充実、そういったものをどのようなところに目指しておられるのかということを少し説明していただければありがたいですが。

(説明者)

枚方市の場合は、福祉、一般的に、過去から進んでるとかいう話聞いてはおります。

ただ、制度色々変わりました、介護保険が入ってきたり、自立支援法ですね、かなり国の制度として画一化された制度になってきているような気がします。その中で、本日仕分けに上げさせていただいた事業がいろいろあったかと思うんですけど、枚方市の特徴付けた福祉はやはり進めていく必要があるということに思います。特に福祉という観点と、やはり障害者の方も高齢者の方も一緒なんですけど、やはり地域に出ていただいて、普通の生活をしていただくにはどうしたらいいかということが、やはり大事かなと考えます。そのために、情報提供なりこういう事業の中で、かなり説明していくのが大変大事と考えております。どうしても福祉といいますと、限定されたところでサ

ービスを提供すると考えがちなんですけど、そうではなくって、すべての市民の福祉になるのか、普通の生活になるのか、言い方分からないですけど、生活向上していただくための取り組みということを進めていこうということをおもっております。

(コーディネーター)

よろしいですか。

(仕分け人)

そうですね、具体的なところというのを聞いたかったんですが、なかなか難しいところもあると思うんですけど、福祉というのは、特に社会的弱者もそうでしょうけれども、一般市民も含めた福利厚生部分ですね、そういったところで一番市民の気になる部分だと思いますので、できれば仕分け人にカットされるのを後ろ盾にせず、どちらかといえば充実していただきたいというのが願いです。

(コーディネーター)

はい。ありがとうございます。

事業仕分けってというのは、コストカットだけを目的にしたものではありません。ですので、これを利用して、例えばコストカットしていこうというんだったら、少し趣旨が間違っているのかもしれない。今回仕分け、枚方市さんの上げてきたことは恐らく全体の事業の中で何をどうやっていけばいいというのを、この場をかりて外の視点で議論をしていきたいということで上げてきたことだと思っておりますので、今回のいろんな事業出てますけど、その中で何をやっていけばいいんだというのを見付けてほしいと思います。

で、まず福祉タクシーの方に少し戻りますけど、班の結論としては、枚方市・要改善ということになります。山内さんの方からもお話あったとおり、必要な人に必要なサービスを的確に提供するのが一番必要なことで、それがその福祉に対する障害者を初めとした方々のニーズというものをしっかり把握した中で市が施策を展開していくということだと思っております。今、説明の中にありましたように、法改正によったり、社会経済環境によって、非常に背景というのが変わってきてる中で、今までやってきた制度だから続けていこうとか、それを守ろうということじゃないと思うんです。よりよい方法に展開していくことが市の皆さんのやっていく仕事であるんで、その辺の需要とかをはっきりつかんだ中で必要なものを展開してほしいということでの要改善という結論になったと思います。先ほど高橋さんの意見にもあったように、枚方市さんとしては福祉を広い目で先進として進めていきたいという思いもあると思いますので、その辺をしっかりと市民の意見を捉える中で、今の仕分け人のご意見を踏まえまして、よりよい福

社のまちとして枚方市さんが発展できればと思っているので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、事業番号 26 番、福祉タクシー基本料金助成事業につきましては、これをもって終了とさせていただきます。ありがとうございました。